



発行 東京都

目次

26

条例

- 行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例……………(総務局)……二
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……五
- 住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……七
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………(同)……九
- 東京都防災会議条例の一部を改正する条例……………(同)……一〇
- 東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例……………(同)……一〇
- 東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例……………(東京都選挙管理委員会)……一〇

条例のあらまし

●行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例(条例第三号)

- 一 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第三三三号)の施行による工業標準化法(昭和二四年法律第一八五号)の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三一年七月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第四号)

- 一 小笠原業務手当の支給期限を延長します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
知事部局	二四、七六五	二四、四九五	二七〇
公営企業	一三、〇七七	一三、〇三七	四〇
議会・行政委員会	一、〇一一	一、〇〇五	六
合計	三八、八五三	三八、五三七	三一六

二 この条例は、平成三一年四月一日から施行します。

●職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 一 学校教育法の一部を改正する法律(平成二九年法律第四一号)の施行に伴い、

規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年四月一日ほかから施行します。

●住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第三三三号)の施行による工業標準化法(昭和二四年法律第一八五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年七月一日から施行します。

●住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 知事が、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を提供することができる事務を追加します。

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 基金の額を改めます。

二九〇、四九九、四七七千円

↓ 二九二、四一〇、二五〇千円

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都防災会議条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 東京都防災会議の運営の充実を図るため、委員の総数の上限を改めます。

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 組織改正等に伴い、委員の総数の上限を改めます。

二 この条例は、平成三十一年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第三三三号)の施行による工業標準化法(昭和二四年法律第一八五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成三十一年七月一日から施行します。

条 例

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都条例第三号

東京都知事 小池 百合子

行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例  
行政不服審査法施行条例(平成二十七年東京都条例第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表備考二中「日本工業規格A列三番」を「日本産業規格A列三番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第四号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、四九五入」を「二四、七六五人」に改め、同表二の項中「六、六五五人」を「六、六九五入」に、「一三、〇三七入」を「一三、〇七七入」に改め、同表四の項中「六三人」を「六二人」に改め、同表七の項中「六七五人」を「六八二人」に改め、同表合計の項中「三八、五三七入」を「三八、八五三人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第六号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成二十年東京都条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二条第二項に規定する大学院派遣研修には、この条例による改正前の職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例第二条第二項に規定する大学院派遣研修(学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。)を含むものとする。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都条例第七号

東京都知事 小池百合子

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十八の項イ(36)中「第十条の四の二第二項」を「第十条の四の二第三項」に改め、同項イ(37)中「第十条の四の二第三項」を「第十条の四の二第四項」に改め、同表二十の項イ中「第四項」を「第六項」に改め、同項中へをりとし、同項ホ中「第四項」を「第六項」に改め、同項中ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 条例第十五条第二項の規定による条例第十四条の二第三項の規定の施行に必要な限度における特定沿道建築物の占有者への報告の要求

第二条の表二十の項ニの次に次のように加える。

ホ 条例第十四条の二第一項の規定による沿道建築物の占有者に対する耐震化に関する助言

ヘ 条例第十四条の二第三項の規定による特定沿道建築物の占有者に対する耐震改修等の実現に向けた協力に関する指導及び助言

第二条の表二十四の項イ中「(29)」を「(32)」に、「(30)」を「(33)」に改め、(26)から(28)までを次のように改める。

(26) 条例第百十六条第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告の受理、同項ただし書の規定による確認の申請の受理及び確認、同条第二項の規定による同条第一項ただし書の確認に係る土地の利用状況等の変更の届出の受理、同条第三項の規定による確認の取消し、同条第四項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土壤地下水汚染対策計画書の作成及び提出の指示並びに当該土壤地下水汚染対策計画書の受理、条例第百十六条第五項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土壤地下水汚染対策計画書の提出の命令及び当該土壤地下水汚染対策計画書の受理、条例第百十六条第七項（条例第百十六条の二第二項において準用する

場合を含む。）の規定による土壤汚染の除去等の措置の命令、条例第百十六条第八項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による土壤汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第九項（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による汚染状況調査の結果の報告、土壤地下水汚染対策計画書及び土壤汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第十項の規定による通知並びに同条第十一項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置に関する認定

(27) 条例第百十六条の二第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告の受理

(28) 条例第百十六条の三第一項の規定による汚染拡散防止計画書の受理（同項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）及び条例第百十六条の三第三項の規定による汚染拡散防止の措置の完了の届出の受理（同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）

第二条の表二十四の項イ中(31)を(34)とし、(30)を(33)とし、(29)の次に次のように加える。

(29) 条例第百十八条の二第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第二項の規定による当該台帳の公開等に関する事務であつて、(26)から(28)までに掲げる事務に関して行うもの

(30) 条例第百十九条第一項の規定による指導及び助言であつて、条例第百十六条第一項、第二項、第四項から第九項まで（条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第十一項、第百十六条の二第二項並びに第百十六条の三各項目（同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）の規定に基づき行う調査、措置等に関して行うもの並びに条例第百十九条第二項の規定による情報の収集、整理、保存及び提供であつて、条例第百十六条第四項第一号の規則で定める場

合（条例第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）に該当するこ  
との判断に關して行うもの

(31) 条例第百二十條第一項の規定による勧告であつて、条例第百十六條第一項、  
第八項（条例第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第九  
項（条例第百十六條の二第二項において準用する場合を含む。）並びに条例第  
百十六條の三各項（同條第一項第二号に係るもの又は同項第三号（条例第百十  
四條第三項若しくは第四項又は第百十五條第四項若しくは第五項の規定により  
措置が講じられた土地を除く。）に係るものに限る。）に關して行うもの、条  
例第百二十條第二項の規定による条例第百十六條第一項の汚染状況調査の対象  
となつてゐる土地の公表並びに条例第百二十條第三項の規定による意見を述べ、  
証拠を提示する機會の付与

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二條の表十八の項イの  
改正規定は公布の日から、同表二十の項の改正規定は同年七月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例を公布す  
る。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八号

市町村における東京都の事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条  
例

市町村における東京都の事務処理の特例に關する条例（平成十一年東京都条例第七  
号）の一部を次のように改正する。

第二條の表十三の項イ中「第四項」を「第六項」に改め、同項中へをりとし、同項  
中「第四項」を「第六項」に改め、同項中ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 条例第十五條第二項の規定による条例第十四條の二第三項の規定の施行に必要  
な限度における特定沿道建築物の占有者への報告の要求

第二條の表十三の項ニの次に次のように加える。

ホ 条例第十四條の二第一項の規定による沿道建築物の占有者に対する耐震化に關  
する助言

へ 条例第十四條の二第三項の規定による特定沿道建築物の占有者に対する耐震改  
修等の実現に向けた協力に關する指導及び助言

第二條の表十六の項イ中「(32)及び(33)」を「(37)及び(38)」に、「(35)及び(36)」を「(40)及び  
(41)」に改め、(26)から(31)までを次のように改める。

(26) 条例第百十五條第一項の規定による汚染状況調査の実施及びそ  
の結果の報告の要求、同條第二項の規定による土壤地下水汚染対  
策計画書の作成及び提出の指示並びに当該土壤地下水汚染対策計  
画書の受理、同條第三項の規定による土壤地下水汚染対策計画書  
の提出の命令及び当該土壤地下水汚染対策計画書の受理、同條第  
五項の規定による土壤汚染の除去等の措置の命令並びに同條第六  
項の規定による土壤汚染の除去等の措置の完了の届出の受理

(27) 条例第百十六條第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告  
の受理、同項ただし書の規定による確認の申請の受理及び確認、  
同條第二項の規定による同條第一項ただし書の確認に係る土地の  
利用状況等の変更の届出の受理、同條第三項の規定による確認の  
取消し、同條第四項（条例第百十六條の二第二項において準用す  
る場合を含む。）の規定による土壤地下水汚染対策計画書の作成  
及び提出の指示並びに当該土壤地下水汚染対策計画書の受理、条  
例第百十六條第五項（条例第百十六條の二第二項において準用す  
る場合を含む。）の規定による土壤地下水汚染対策計画書の提出  
の命令及び当該土壤地下水汚染対策計画書の受理、条例第百十六  
條第七項（条例第百十六條の二第二項において準用する場合を含  
む。）の規定による土壤汚染の除去等の措置の命令、条例第百十  
六條第八項（条例第百十六條の二第二項において準用する場合を

八王子市、  
町田市

各市

- 含む。)の規定による土壤汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第九項(条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による汚染状況調査の結果の報告、土壌地下水汚染対策計画書及び土壤汚染の除去等の措置の完了の届出の受理、条例第百十六条第十項の規定による通知並びに同条第十一項の規定による汚染状況調査又は土壤汚染の除去等の措置に関する認定
- (28) 条例第百十六条の二第一項の規定による汚染状況調査の結果の報告の受理
- (29) 条例第百十六条の三第一項の規定による汚染拡散防止計画書の受理(同項第二号に係るもの又は同項第三号(条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。)に係るものに限る。)及び条例第百十六条の三第三項の規定による汚染拡散防止の措置の完了の届出の受理(同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号(条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。)に係るものに限る。)
- (30) 条例第百十六条の三第一項の規定による汚染拡散防止計画書の受理(同項第一号に係るもの又は同項第三号(条例第百十五条第四項又は第五項の規定により措置が講じられた土地に限る。)に係るものに限る。)及び条例第百十六条の三第三項の規定による汚染拡散防止の措置の完了の届出の受理(同条第一項第一号に係るもの又は同項第三号(条例第百十五条第四項又は第五項の規定により措置が講じられた土地に限る。))に係るものに限る。)
- (31) 条例第百十八条の二第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第二項の規定による当該台帳の公開等に関する事務であつて、(27)から(29)までに掲げる事務に関して行うもの

各市

八王子市、  
町田市

各市

各市

第二条の表十六の項イ中(38)を(43)とし、(32)から(37)までを(37)から(42)までとし、(31)の次に次のように加える。

- (32) 条例第百十八条の二第一項の規定による台帳の調製及び保管並びに同条第二項の規定による当該台帳の公開等に関する事務であつて、(26)及び(30)に掲げる事務に関して行うもの
- (33) 条例第百十九条第一項の規定による指導及び助言であつて、条例第百十六条第一項、第二項、第四項から第九項まで(条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))及び第十一項、第十六条の二第二項において準用する場合を含む。))及び第十一項、第十六条の二第二項並びに第百十六条の三各項(同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号(条例第百十四条第三項若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。))に係るものに限る。))の規定に基づき行う調査、措置等に関して行うもの並びに条例第百十九条第二項の規定による情報の収集、整理、保存及び提供であつて、条例第百十六条第四項第一号の規則で定める場合(条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))に該当することの判断に關して行うもの
- (34) 条例第百十九条第一項の規定による指導及び助言であつて、条例第百十五条及び第百十六条の三各項(同条第一項第一号に係るもの又は同項第三号(条例第百十五条第四項又は第五項の規定により措置が講じられた土地に限る。))に係るものに限る。))の規定に基づき行う調査、措置等に関して行うもの
- (35) 条例第百二十条第一項の規定による勧告であつて、条例第百十六条第一項、第八項(条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))及び第九項(条例第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。))並びに条例第百十六条の三各項(同条第一項第二号に係るもの又は同項第三号(条例第百十四条第三項

各市

八王子市、  
町田市

各市

八王子市、  
町田市

若しくは第四項又は第百十五条第四項若しくは第五項の規定により措置が講じられた土地を除く。)に係るものに限る。)に關して行うもの、条例第百二十条第二項の規定による条例第百十六条第一項の汚染状況調査の対象となつてゐる土地の公表並びに条例第百二十条第三項の規定による意見を述べ、証拠を提示する機会

の付与  
八王子市、町田市

(36) 条例第百二十条第一項の規定による勧告であつて、条例第百十五条第六項及び条例第百十六条の三各項(同条第一項第一号に係るもの又は同項第三号(条例第百十五条第四項又は第五項の規定により措置が講じられた土地に限る。)に係るものに限る。)に關して行うもの

第二条の表二十八の項中イを削り、ロをイとし、ハ及びニを削り、ホをロとし、ヘを削り、同項ト中「各市町村」の下に「(八王子市を除く。)」を加え、同項中トをハとし、チからヌまでを削り、ルをニとし、同項中「ロ、ホ、ト及びビ」を「イからニまで」に改め、同項中ヲをホとする。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十三の項の改正規定については、同年七月一日から施行する。

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第九号

住民基本台帳法関係手数料条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法関係手数料条例(平成十四年東京都条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本工業規格A列四番」を「日本産業規格A列四番」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例(平成十九年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項の次に次のように加える。

二 公安委員会 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)による放置違反金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十一号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「並びに道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)附則第十六条第一項の規定により当該特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の収入見込額」を削り、同条第二項の表十四の項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第十条関係)

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、七七七円
二 民生費		
1 社会福祉費	人口	一人につき 一四、〇四四円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六九、七三四円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八四、三八五円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一四八、二三七円
5 国民健康保険事業助成費	区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数 被保険者数	一人につき 一、二七九、〇五四円 一人につき 六五二、六八〇円 一人につき 一二、二四五円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 七六、〇四六円
三 衛生費		
1 衛生費	人口	一人につき 九、五四二円
四 清掃費		

1 清掃総務費	人口	一人につき 四五二円
2 収集作業費	人口	一人につき 五、三二八円
3 収集車両費	人口	一人につき 一、四六九円
4 処理処分費	人口	一人につき 二、五一一元
五 経済労働費		
1 生活経済費	人口	一人につき 四五一元
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五八、三〇二円
六 土木費		
1 建築公費	人口	一人につき 二、五八九円
2 都市整備費	人口	一人につき 一、〇七四円
3 道路橋りょう費	道路面積	一平方メートルにつき 一三〇円
4 公園費	公園面積	一平方メートルにつき 一、五九二円
七 教育費		
1 小学校費	児童数	一人につき 二五、六七九円
	学級数	一学級につき 一、〇三五、〇三二円
2 中学校費	学校数	一校につき 九五、八五二、九六二円
	生徒数	一人につき 二八、五八五円
	学級数	一学級につき 一、五七三、七一一円
3 その他の教育費	幼稚園数	一箇所につき 四三、三八九、六八五円
	児童生徒数	一人につき 二六、五三一円
	学校数	一校につき 九七、五五四、六〇〇円





第三条中「二千九百四億九千九百四十七万七千円」を「二千九百二十四億一千二百五十万円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、百八十七億四千三百八十八千円は特別区への貸付けに、二千七百三十六億六千七百十四万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十三号

東京都防災会議条例の一部を改正する条例

東京都防災会議条例（昭和三十七年東京都条例第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五十人」を「五十四人」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都防災会議条例第二条第一項の規定により平成三十一年十月十五日までの間に新たに任命された委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十四号

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民保護協議会条例（平成十七年東京都条例第十九号）の一部を次のように改

正する。

第二条第一項中「七十人」を「七十四人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第十五号

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格X〇六〇六」を「日本産業規格X〇六〇六」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

